

訪問介護事業所 あおば 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団杏愛会高橋医院が開設する訪問介護事業所 あおば (以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 あおば
- (2) 所在地 尾道市高須町恋ノ水924-33番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
1人(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者
2人以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護計画の作成等を行う。又訪問介護員に対する技術指導、訪問介護員からの相談窓口となる。
- (3) 訪問介護員
常勤換算2.5人以上
訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及び休業日は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、8月13日から8月15日ならびに12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) 土曜日及び日曜日は相談に応じます。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた時点から1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、尾道市(瀬戸田町、因島地区、御調町を除く)、福山市(高西町、本郷町、松永町、今津町)三原市木原町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに管理者に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者は必要と認めたときは主治医に報告しなければならない。

- (1) 対応可能な連絡先 0848-20-2328
- (2) 対応可能な時間 24時間(転送になります)

(事故発生時の対応)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護実施中に事故が発生した場合は速やかに事業所に連絡をするとともに指示を仰ぐ。

連絡を受けた管理者またはサービス提供責任者は、介護支援専門員や利用者の家族に連絡を行うとともに対応の報告をする。

- (1) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を保存する。
- (2) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(サービス内容に関する苦情)

第11条 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情を受けた者は、直ちに担当者及び管理者にその内容を報告する。また、担当ケアマネジャーには必ず報告する。
- (2) 報告を受けた担当者及び管理者は苦情の内容を明確に把握、その後苦情に対する対応、解決策を関係スタッフと共に話し合う。
- (3) 謝罪だけで解決困難な内容については、事業主が損害保険の担当者に保障内容を確認の上、利用者側の思いに十分応えられる様努力を重ねてゆく。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに務めるものとする。

(2) 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理に関する事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理を行う。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメントに関する事項)

第16条 介護職場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向けて取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を

図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- ② 継続研修 年 1回
- ③ その他の研修

- 2 事業所はすべての訪問介護員に対し、健康診断を定期的実施する。
- 3 従業者は職務上知り得た個人の秘密を保持する。
- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団杏愛会高橋医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 9 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 15 年 8 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 19 年 2 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 27 年 2 月 10 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 10 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、2019 年 10 月 15 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、2020 年 3 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、2020 年 9 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、2021 年 4 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、2021 年 5 月 21 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、2021 年 6 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、2021 年 8 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、2022 年 10 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、2024 年 7 月 1 日一部改正し、同日から施行する。

この規程は、2025 年 2 月 1 日一部改正し、同日から施行する。